

2011年11月2日

TPP 交渉参加にむけての見解

社団法人 日本医師会 会長 原中 勝征
社団法人 日本歯科医師会 会長 大久保 満男
社団法人 日本薬剤師会 会長 児玉 孝

日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師会の主張

日本は、世界に誇れる国民皆保険を堅持してきた。政府が、今後も国民皆保険を守ることをはっきりと表明し、国民の医療の安全と安心を約束しない限り、TPP 交渉への参加を認めることはできない。

TPP 交渉参加に向けての懸念内容

政府は、「公的医療保険制度は TPP の議論の対象になっていない模様」としているが、あくまでも現時点での推測であり、楽観的過ぎる。われわれは、以下の情勢分析から、公的医療保険制度が TPP に取り込まれるおそれがあるのではないかと危惧している。

1. 2010年6月に、政府は「新成長戦略」を閣議決定し、医療・介護・健康関連産業を日本の成長牽引産業として明確に位置づけた。これ以降、医療の営利産業化にむけた動きが急展開している。
2. TPP のイニシアティブをとる米国は、かねてより日本の医療に市場原理を導入することを求めてきた。過去には、2004年の日米投資イニシアティブ報告書（2004年6月）によって、混合診療の全面解禁や医療への株式会社

の参入を求めた¹。最近では、2011年2月の日米経済調和対話で、米国製薬メーカーの日本市場拡大のため、薬価算定ルール等に干渉した²。また、2011年3月の外国貿易障壁報告書では、医薬品・医療機器分野における要求に加え、医療サービス分野においては、営利目的の病院の参入を求めている³。こうした経緯から、米国が TPP において従来の要求を貫くことは当然予想される。

3. 米韓 FTA⁴では、医薬品、医療機器の償還価格にまで踏み込んだ内容になっている。一方で、公衆衛生など公共の福祉のための規制は間接收用⁵の対象外とされているが、TPP は、FTA の枠組みをはるかに超える高いレベルの経済連携を目指している。TPP の下で、混合診療が全面解禁されれば、公的医療保険の存在が自由価格の医療市場の拡大を阻害しているとして、提訴されるおそれを払拭できない。

4. 以上の懸念に対して、政府からは、現時点では問題はないという推論か、安心・安全な医療が損なわれないように対応するという総論的、抽象的回答しかない。また昨日11月1日の衆議院本会議で、野田総理自身が「交渉参加に向けた協議を進める場合、交渉参加国から個別の二国間懸案事項への対応を求められる可能性は完全には否定できない」⁶と述べている。

¹ 『成長のための日米経済パートナーシップ』2004年 日米投資イニシアティブ報告書(2004年6月)によると、「医療サービスについては、米国政府は、(a)医療サービス分野における営利法人による参入機会を拡大すること(構造改革特区における参入を含む)、(b)MRIやPETのような高度な機器を使用した検査など特定の医療行為の外部委託を認めること、(c)保険診療と保険外診療の明確化及び混合診療の解禁について要請した。」と書かれている。

² 米国は『日米経済調和対話』における米国側関心事項として、「新薬創出・適応外薬解消等促進(新薬創出加算)」の恒久化などを求めている。

³ 2011 National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS、203頁、2011年3月“Medical Services :Restrictive regulation limits foreign access to the medical services market, such as the ability of commercial entities, including foreign service providers, to provide full-service, for-profit hospitals.”

⁴ 2011年10月12日 米国議会で法案可決、同年10月21日オバマ大統領署名、米国側批准手続完了。

⁵ 間接收用:締約国による恣意的な許認可の剥奪や生産の上限の設定といった政策的な措置によって投資財産の利用や収益機会が阻害され、結果的に収用と同じ結果をもたらす措置(経済産業省「不公正貿易報告書(2011年版)」。この場合、当該国の投資は、ICSID(投資紛争解決国際センター)に相手国を提訴できる。

⁶ 2011年11月1日衆議院本会議、共産党・志位和夫議員の質問への答弁

政府に対する要請

1. 政府は、TPPにおいて、将来にわたって日本の公的医療保険制度を除外することを明言すること。
2. 政府は、TPP交渉参加いかんにかかわらず、医療の安全・安心を守るための政策、たとえば、混合診療の全面解禁を行なわないこと、医療に株式会社を参入させないことなどを個別、具体的に国民に約束すること。